

令和7年度(令和6年分) 「村・県民税」「所得税確定申告」を受け付けます

令和7年1月1日現在、村内に住所がある方は「村・県民税(住民税)の申告」が必要な場合があります。村・県民税等の申告は、令和7年度の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算定の基礎となります。令和6年中に無職・無収入の方も期間内に必ず申告してください。ご自身で確定申告書を作成する方は、村公式ホームページに掲載している書き方をご覧ください。



【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117・1118・1119)

▲村公式HP

申告期間▼2月13日(木)から3月17日(月)まで

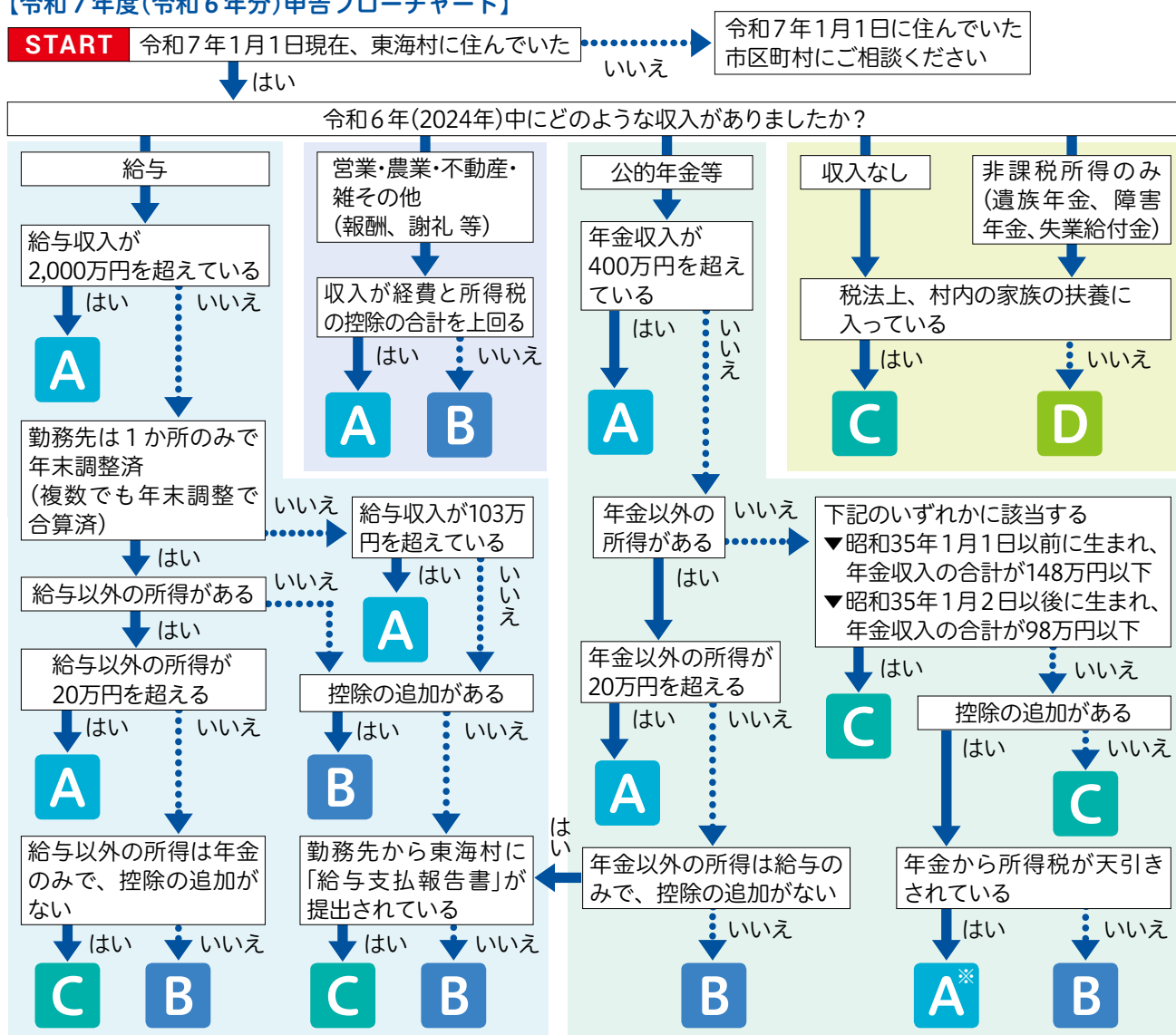
受付時間▼午前8時～午後3時
(相談開始は午前9時から)

場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

その他▼申告相談は、お住まいの地区により期日が指定されています。「広報とうかい」(1月10日号)に併せて配布したチラシをご確認の上、指定の期日での来場にご協力ください。

「私って申告が必要なの?」という方は、「申告フローチャート」でチェックしてみましょう。

【令和7年度(令和6年分)申告フローチャート】



結果	注意事項
A 確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は不要です。 ※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。
B 住民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、確定申告が必要です。
C 申告は不要です	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、確定申告が必要です。
D 住民税の申告が必要な場合があります	所得や税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置等を受ける場合は、住民税の申告が必要です。